

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

告 示（下水）

公 告

告 示

●東京都告示第百八十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び
特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十

号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面
積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同
法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和六年三月四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 新宿区

二 検査対象

非自動はかりであって、ひょう量が二百五
十キログラム以下のもの（分銅及びおもり
を含む。以下「検査対象物」という。）。
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを
超える非自動はかりを併せて使用する事業
所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年四月三日から同年六月六日まで
（東京都の休日に関する条例（平成元年東
京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の
所在の場所において、検査を実施する。
（二）のほか、東京都計量検定所（江東区
新砂三丁目三番四十一号）において、
午前九時から午後四時三十分まで検査
を実施する。

●東京都告示第百八十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年
通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、
特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとお
り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二
項の規定により告示する。

令和六年三月四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 文京区及び目黒区

二 検査対象

非自動はかりであって、ひょう量が二百五
十キログラム以下のもの（分銅及びおもり
を含む。以下「検査対象物」という。）。
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを
超える非自動はかりを併せて使用する事業
所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和六年四月一日から同年五月八日まで
（東京都の休日に関する条例（平成元年東
京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の
所在の場所において、検査を実施する。
（二）のほか、東京都計量検定所（江東区
新砂三丁目三番四十一号）において、
午前九時から午後四時三十分まで検査
を実施する。

五 指定定期

検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第百八十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年
通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、
特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとお
り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二
項の規定により告示する。

令和六年三月四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

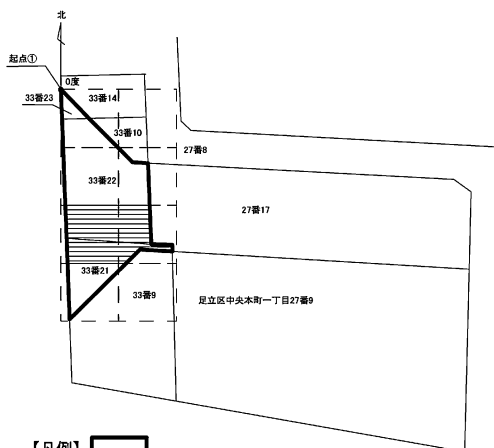
一 検査地域 渋谷区、中野区及び荒川区

二 検査対象

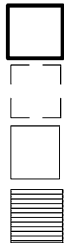
非自動はかりであって、ひょう量が二百五
十キログラムを超え二トン以下のもの及び
同一の事業所で併せて使用するひょう量が

二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。 三 検査期日 令和六年四月一日から同年五月十七日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。） 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。 五 指定定期 指定定期 検査機関 の名称 一般社団法人東京都計量協会	●東京都告示第百八十四号 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。 令和六年三月四日 東京都計量検定所長 戸 澤 互 一 検査地域 府中市及び昭島市 二 検査対象 非自動はかりであって、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの（分銅及びおもりを含む。） 三 検査期日 令和六年四月二十二日から同年五月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。） 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在
の場所において、検査を実施する。 五 指定定期 指定定期 検査機関 の名称 一般社団法人東京都計量協会 ●東京都告示第百八十五号 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第九百九十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。 令和六年三月四日 東京都知事 小 池 百合子 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区中央本町一丁目地内） 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去	

別図



【凡例】

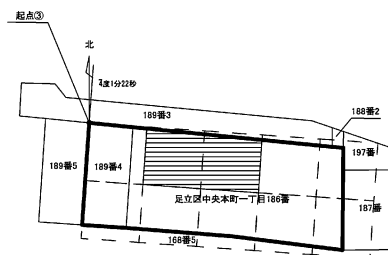
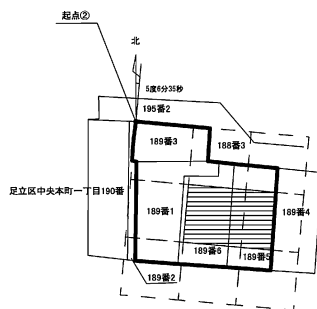


調査対象地

単位区画

筆境界

指定を解除する区域



【起点】

起点①は足立区中央本町一丁目33番23の最北端とする。
起点②は足立区中央本町一丁目189番3の最北端とする。
起点③は足立区中央本町一丁目189番4の最北端とする。

【格子の回転角度】

起点① 0度（無回転）

起点② 5度6分35秒

起点③ 4度1分22秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百八十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における令和二年東京都告示第二百五十五号による保険に付すべき義務は、令和六年三月四日限りで消滅する。

令和六年三月四日

東京都知事 小池 百合子

利島村加入区

御蔵島村加入区

●東京都告示第百八十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）。以下「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区について法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規定により告示する。

なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和六年三月五日から発生する。

令和六年三月四日

東京都知事 小池 百合子

利島村加入区

御蔵島村加入区

●東京都告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月四日から起算して二週間

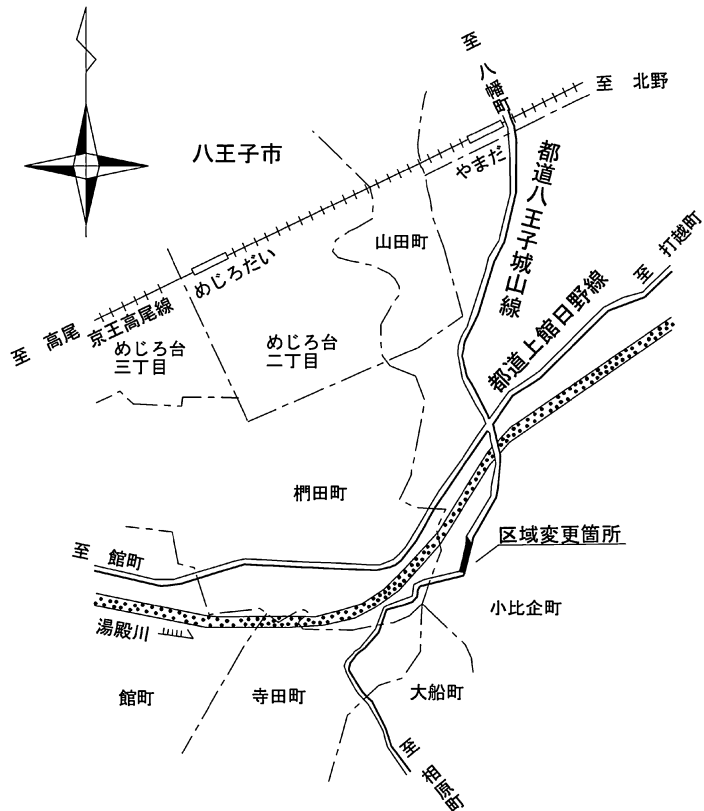
別 図

都道八王子城山線区域変更略図

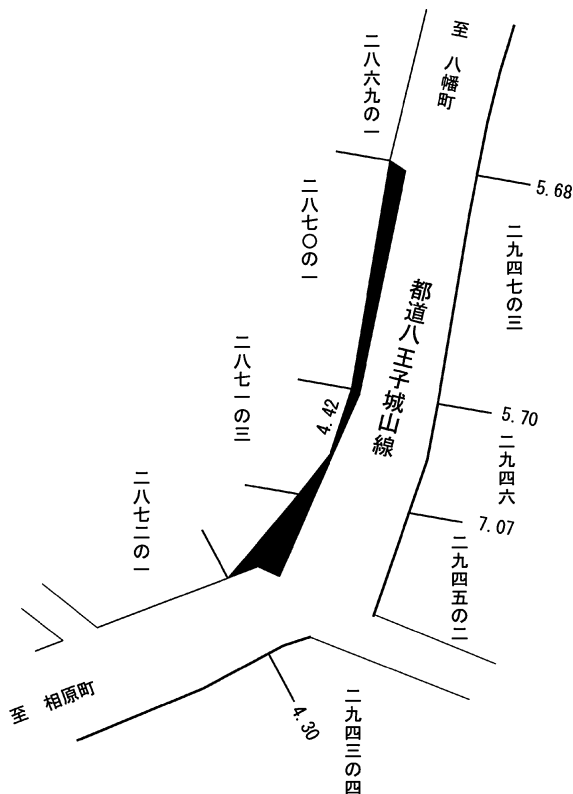
八王子市小比企町地内



延長 三三・〇六メートル
面積 二六・五四平方メートル



八王子市
小比企町



東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和六年三月四日
東京都知事 小 池 百合子
一 路線名 八王子城山

二 変更の区間 八王子市小比企町二千八百六十九番一地从前同所二千八百七十二番一地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

告 示（下水）

●東京都下水道局告示第一号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月四日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 供用及び処理開始年月日 令和六年三月十二日

二 下水（雨水）を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号森ヶ崎水再生センター

別表

街区符号又は地番

区名 町名 全部告示区域 一部告示区域
世田谷 成城五丁目 二十番及び二十番から八番まで及び二十五番 一番

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあつては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年三月四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和六年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 （仮称）竹ノ塚駅高架下店舗

二 店舗所在地 足立区西竹の塚二丁目千三百四十番地二ほか

三 設置者名 東武鉄道株式会社

四 設置者住所 墨田区押上一丁目一番二号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定

六 新設をする日 令和六年十月一日

七 店舗面積の合計 千百平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 敷地北東側ほか 十台

九 駐車場の位置及び収容台数 敷地南側 六十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗北東側ほか 四十八平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び

店舗内 五・九一立方メートル

容量

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前六時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午前零時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前五時三十分から翌午前零時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 敷地北東側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 令和六年一月三十日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 令和六年三月四日から同年七月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 （仮称）コーナンPRO八王子小宮町店

二 店舗所在地 八王子市小宮町二百四十二番二ほか

三 設置者名 オリックス不動産株式会社

四 設置者住所 港区浜松町二丁目三番一号

五 小売業を行う者のコーナン商事株式会社

氏名又は名称 新設をする日 令和六年十月二日	六
店舗面積の合計 千四百十二平方メートル	七
駐車場の位置及び 収容台数 敷地西側 二十五台	八
駐輪場の位置及び 収容台数 敷地南側 四十台	九
荷さばき施設の位 置及び面積 店舗北側 三十六平方メートル	十
廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗内 九・〇二立方メートル	十一
小売業を行う者 の開店時刻 午前六時三十分	十二
小売業を行う者 の開店時刻 午後九時	十三
来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 午前六時十五分から午後九時十五 分まで	十四
駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 一箇所 敷地南西側	十五
荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十時まで	十六
届出日 令和六年二月一日	十七
縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号）	十八
縦覧期間 令和六年三月四日から同年七月四 日まで。ただし、東京都の休日に 関する条例（平成元年東京都条例 第十号）に定める休日を除く。	十九
二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	
一 店舗名 （仮称）クリエイトS・D八王子 大和田町店	一
二 店舗所在地 八王子市大和田町四丁目千八百四 十七番一ほか	二
三 設置者名 株式会社クリエイトエス・ディー	三
四 設置者住所 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁 目三番地二	四
五 小売業を行う者の 氏名又は名称 株式会社クリエイトエス・ディー	五
六 新設をする日 令和六年十月二日	六
七 店舗面積の合計 千百六十一平方メートル	七
八 駐車場の位置及び 収容台数 敷地北側 四十六台	八
九 駐輪場の位置及び 収容台数 敷地東側ほか 三十四台	九
十 荷さばき施設の位 置及び面積 店舗西側 四十平方メートル	十
十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗内 八・四六立方メートル	十一
十二 小売業を行う者 の開店時刻 午前九時	十二
十三 小売業を行う者 の開店時刻 午後十時	十三
十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 午前八時三十分から午後十時十五 分まで	十四
十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 一箇所 敷地東側	十五
十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十時まで	十六
十七 届出日 令和六年二月一日	十七
十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号）	十八
十九 縦覧期間 令和六年三月四日から同年七月四 日まで。ただし、東京都の休日に 関する条例（平成元年東京都条例 第十号）に定める休日を除く。	十九
二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	二十
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体に あつては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、令和六年三月四日から四月以内に東京都産業労働 局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号） に到着するよう提出してください。	

令和六年三月四日	
一	店舗名 東京都知事 小 池 百合子 LaLaテラス南千住
二	店舗所在地 荒川区南千住四丁目七番二号
三	設置者名 三井不動産株式会社
四	設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号
五	変更前の設置者の 代表者名 菰田 正信
六	変更後の設置者の 代表者名 植田 俊
七	変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社京成ストアほか十八名
八	変更後の小売業者 の氏名又は名称 株式会社京成ストアほか十八名
九	変更を行った小売 業者の氏名又は名 称 株式会社京成ストアほか十名
十	変更前の小売業者 の住所 山口県山口市佐山七百十七番地一 （株式会社ユニクロ）ほか
十一	変更後の小売業 者の住所 山口県山口市佐山一万七百十七番 地一（株式会社ユニクロ）ほか
十二	変更前の小売業 者の代表者名 佐藤 賢治（株式会社京成スト ア）ほか
十三	変更後の小売業 者の代表者名 東原 光陽（株式会社京成スト ア）ほか
十四	変更日 令和五年七月三十一日ほか
十五	届出日 令和六年二月十六日
十六	縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号）
十七	縦覧期間 令和六年三月四日から同年七月四 日まで。ただし、東京都の休日に
十八 縦覧時間 関する条例（平成元年東京都条例 第十号）に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。	

発行
東京
東京都
新宿区
西新宿
三丁目
八番一
号
電話
〇三
(五三
二一)
一一
一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月
六、六
〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美
印刷株
式会社
東京
都文京
区白山
一丁目
十三番
七号
電話
〇三
(三八
一二)
五二〇
一(代)

郵便番号
113-0001